

## 令和5年鎌ヶ谷市農業委員会12回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長時田將は、令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第12回定例総会を鎌ヶ谷市役所本庁舎地下団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和5年12月5日（火） 午後4時00分

### 2 農業委員

出席委員 11名

- |              |              |             |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 古川 和昭 委員  | 2. 高橋 雅浩 委員  | 3. 川村 誠司 委員 |
| 4. 石井 晃 委員   | 5. 板橋 睦男 委員  | 6. 熊谷 弘和 委員 |
| 7. 石井 正美 委員  | 8. 奥山 喜和子委員  | 9. 時田 將 委員  |
| 10. 山田 芳裕 委員 | 11. 皆川 利一 委員 |             |

農地利用最適化推進委員

出席委員 4名

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 尾形 真宏 委員 | 飯田 展久 委員 |
| 渋谷 庄司 委員 |          |          |

欠席委員 1名

- 鈴木 久夫 委員

### 3 事務局出席者

出席職員 3名

- 事務局長 小松崎 佳之  
事務局次長 浅海 一洋  
会計年度任用職員 石川 美樹

### 4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	1件
報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について	4件
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について	5件
報告第3号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について	2件
報告第4号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	1件

### 5 開 会 午後4時00分

時田 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は4名です。定足数に達しておりますので、令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第12回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

時田 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、  
1 番、古川和昭委員、  
2 番、高橋雅浩委員を指名いたします。

時田 議長

お諮りいたします。

議案第 1 号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長

ご異議なしと認め、議案第 1 号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は 1 班です。

川村誠司班長より総括報告をお願いいたします。

川村 班長

議長

時田 議長

3 番、川村誠司班長

川村 班長

1 班の現地調査の報告をいたします。

1 月 2 9 日午後 2 時半に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員 3 名、時田会長、事務局職員 2 名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第 5 条の規定による許可申請について 1 件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について 1 件の計 2 件です。

1 班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で 1 班の総括報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

時田 議長

それでは、議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

時田 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長

議長

時田 議長

浅海次長

浅海 次長

議案書の 3 ページをご覧ください。

議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、をご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆、面積 3 6 3 平方メートルの所有権移転による専用住宅用地です。

申請理由は、譲受人は実家に住んでいますが、結婚を予定しており、実家が手狭になることから、実家に隣接する当該地に新たに住宅の建築を計画するもので、転用計画は適当であるものと思われま。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内に浸透枳を設置するとともに、コンクリートブロック 1 段積みで周囲を囲うこと

で土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地に該当します。代替性につきましては、実家に隣接しており利便性が高いことから、他の土地では代替えがきかないものと思われま。

資金につきましては、借入れにより賄い、金融機関の借入仮審査結果通知書により確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為許可申請書の写しにより申請済みであることを確認しています。

なお、信用につきましては、当該地に看板が設置してあったことから始末書の提出がありました。その他違反等がないことから、問題はないものと思われま。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めま。

石井 委員 議長

時田 議長 4番、石井晃委員

石井 委員 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、を報告いたします。

11月29日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積363平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、建築時に隣接の農地を資材置場等に使用しないこと、また、隣接の農地を適切に耕作すること。次に、前面道路は通学路でもあることから工事期間中は安全確保に留意すること。最後に、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書及び転用事実確認証明願を提出するとともに、地目変更を行うこと。事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

時田 議長 続きまして、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

時田 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、をご説明いたします。

申請地は、畑3筆、合計面積7,049平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買い取り申出を行うために提出されたものです。

買い取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

買い取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事情聴取により確認しています。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

高橋 委員 議長

時田 議長 2番、高橋雅浩委員

高橋 委員 議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、を報告いたします。

申請地は、畑3筆、合計面積7,049平方メートルの梨畑でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買い取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買い取り申出事由の生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご

異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第2号は可決されました。

時田 議長 以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から第4号までを事務局から報告願います。

石川会計年度任用職員 議長

時田 議長 石川会計年度任用職員

石川会計年度任用職員 議案書の5ページから6ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について4件、報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について5件の合計9件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の7ページをご覧ください。

報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について2件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されていまして、事務局長専決により、証明書を発行いたしました。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

報告第4号地目変更登記に係る照会に対する回答について1件につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員において現地調査を行ったところ、宅地となっていましたので、事務局長専決により非農地として回答いたしました。

以上です。

時田 議長 ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

時田 議長 以上で、令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第12回定例総会を閉会いたします。

皆様ご苦労様でした。

閉会 午後4時15分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 6年 1月 9日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 時田 将

鎌ヶ谷市農業委員会委員 古川 和昭

鎌ヶ谷市農業委員会委員 高橋 雅浩